

一般社団法人応用生態工学会

廣瀬ワークショップ助成に関する細則

(目的)

第1条 本細則は、一般社団法人応用生態工学会（以下「本会」という。）の前身である応用生態工学会の会長を歴任された故廣瀬利雄氏の遺志に沿うべく応用生態工学の一層の発展を期するため、同氏からの遺贈寄附金（以下「廣瀬遺贈金」という。）を財源として「廣瀬ワークショップ助成」制度（以下「本制度」という。）を設け、本制度の運営につき必要な事項を定めることを目的として、本会寄附金取扱規程第7条に基づき定めるものである。

(助成の対象)

第2条 本制度は、本会正会員又は賛助会員が、応用生態工学の課題探求、学術的発展、それらによる成果の敷衍を目的として行うワークショップ、シンポジウム、講演会、出版等を対象として助成を行うものとする。この場合において、ワークショップ、シンポジウム及び講演会については、その規模は問わない。

(助成の内容)

第3条 本制度による助成は、対象となるワークショップ等1件につき、毎年、50万円までの範囲内で理事会にて決定した額を廣瀬遺贈金より支出して行うものとする。ただし、理事会の承認があった場合には、50万円を超えて支出することができる。

(応募方法)

第4条 助成を希望する正会員又は賛助会員の代表者は、本会が別に定める様式による応募申請書に必要事項を記入し、別に定める期日までに事務局に提出しなければならない。

(選考委員会)

第5条 本賞の受賞者を選考するため、理事会の下に選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の委員は、正会員であって応用生態工学に関して高い識見を有する者のうちから理事会の決議によって6名を選任し、会長が委嘱する。委員の構成は、生態学と工学の各分野に偏りのないよう配慮しなければならない。

3 委員会の委員長は、委員の互選により選定する。

4 委員の任期は、選任後3年とし、毎年2名を改選する。任期満了後2年間は再任されない。

5 委員会は、委員長が招集して開催する。

6 委員長は、開催された委員会において議長を務める。

7 委員会は、委員総数の半数以上の委員が出席しなければ開催することができない。

(選考方法)

第6条 委員会は、第4条の規定によりなされた応募につき、応募申請書等をもとに選考を行い、助成金額を査定する。

2 委員会の委員が関係する応募がなされたときは、当該委員は、前項の選考に関与することができない。

3 委員長は、選考された助成対象につき、選考理由を付けて会長に報告する。査定した助成金額の合計が助成総額に満たない場合又は該当する助成対象が無い場合も、その旨を会長に報告する。

(助成対象及び助成金額の決定)

第7条 会長は、前条第3項により報告された助成対象及び助成金額について、その賛否を理事会に諮り、出席した理事の3分の2以上の賛成があったときは、これを助成対象として決定するとともに助成金額を決定した上で、直ちに応募者に通知する。該当する助成対象が無いときは、その旨を会員に公表する。

(助成の執行)

第8条 助成対象者は、前条の通知を受けてから1か月以内に、予算執行計画を本会事務局に提出し、原則として当該年度内に助成金額の範囲内で助成金を執行することとする。この場合において、正当な理由なく年度内の執行ができないときは、助成を取り消すことがある。

(成果の公表)

第9条 助成を受けて行われたワークショップ、シンポジウム、講演会、出版等を行う際は、それらが本制度による助成により行われた旨を明示しなければならない。

2 前項の規定により実施されたワークショップ等の成果につき、助成対象者は、応用生態工学会誌等に公表するものとする。

(特別会の開催)

第10条 前条までの規定に関わらず、総務委員会は助成の周知又は研究成果の公表等を目的として、公開で行う廣瀬シンポジウム特別会の開催を提案することができる。

2 前項の規定により、総務委員会から提案があった場合には、会長は当該提案について、その賛否を理事会に諮り、有効投票のうち3分の2以上の賛成がある場合、実施することができる。

(改 廃)

第11条 本細則の改廃は、会長が理事会の承認を得て行う。

附 則

本規程は、令和6年7月24日から施行する（令和6年7月23日理事会承認）。

附 則

本規程は、令和8年2月26日から施行する（令和8年2月26日理事会承認）。